令和８年度産業廃棄物(泡消火剤)回収・運搬業務委託仕様書

1.業務内容

福江空港・壱岐空港・対馬空港・上五島空港(以下「県営空港」という)に貯蔵されている PFOS 等含有泡消火剤を回収し、最終処分工場まで運搬し処分業者へ引き渡すこととする。

2.業務期間

令和８年　月　日から令和９年３月 26 日

3.業務場所(搬出場所)

福江空港　　長崎県五島市上大津町 2158
（空港管理事務所　0959-72-2400）

壱岐空港　　長崎県壱岐市石田町筒城東触 1725
（空港管理事務所　0920-44-5167）

対馬空港　　長崎県対馬市美津島町鶏知乙 283
（空港管理事務所　0920-54-2159）

上五島空港　長崎県南松浦郡新上五島町友住郷 744-イ
（空港管理事務所　0959-42-8844）

4.産業廃棄物の種類及び数量

○PFOS 等含有泡消火薬剤ほか　　4,382　ℓ

		原液	**洗浄廃液**	**ドラム缶数(200ℓ)**
【内訳】	福江空港	1,060ℓ	400ℓ	8 本
	壱岐空港	440ℓ		3 本
	対馬空港	1,530ℓ	400ℓ	10 本
	上五島空港	477ℓ	75ℓ	3 本
	計	**3,507ℓ**	**875ℓ**	**24 本**

○PFOS 等含有汚染物　　200ℓドラム缶(鉄くず)　**6 本**　　**上五島空港**

5.搬出引渡先等

（搬出先）　福岡県北九州市戸畑区大字中原字先ノ浜 46 番 93　　光和精鉱株式会社

（連絡先）　ジャパンウェィスト株式会社市川部長(Tel 093-481-6050)　←光和精鉱株式会社代理店

6.業務範囲

① 県営空港の産業廃棄物回収・運搬業務とする。

② 産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理すること。

③ 回収場所等においては、取り残しがないよう最低限の清掃を行うこと。

7.安全対策

① 県営空港での回収・運搬作業に際しては、安全確保に注意を払うこと。

② 作業中の事故等については、長崎県側は無関係とするので、県営空港の職員や来客者に対する安全対策や保険等必要な措置を講ずること。

③ 火気取扱には特に注意し、空港敷地内では禁煙とする。

8.産業廃棄物税相当額について

① 当該契約により排出され、長崎県又は他県の焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物については、産業廃棄物税相当額を委託料の積算に計上しているので、長崎県又は各県・政令市の産業廃棄物税条例に従い適正に処理すること。

9.損害賠償

本契約の履行過程において、建物及び従属物等に対し、請負者の責により損傷、破損、遺失等の損害を与えた場合は、建物及びに従属物については、原形復旧するものとする。

10.業務報告

請負業者は、処分作業が完了したときは、直ちに業務完了報告書を提出すること。ただし、回収・運搬業務は、マニフェスト B2 の提出にて替えることができる。

11.その他

本業務を履行するために必要と認められる事項は、協議の上、適宜実施するものとし、本仕様書に明記なき事項については、適宜長崎県土木部港湾課員の指示により実施するものとする。